

京都市訓令甲第 5 号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月28日

京都市長 門 川 大 作

別表第1局長及び担当局長（総合企画局京都創生担当局長，文化市民局文化事業担当局長及びスポーツ担当局長，保健福祉局子どもはぐくみ局創設担当局長及び医務担当局長，都市計画局建築技術・景観担当局長並びに建設局企画管理・防災減災担当局長を除く。）の項中第41号を第42号とし，第12号から第40号までを1号ずつ繰り下げ，第11号の次に次の1号を加える。

(12) 京都市債権管理条例第7条第1項の規定による非強制徴収債権の放棄に関すること。

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)